

平成19年11月8日
(社)日本民間放送連盟

総務省「有線放送による放送の再送信に関する研究会」ヒアリングにあたって

地上民放事業は放送法、放送普及基本計画による「地域免許制度」のうえに成立している。このため、区域外再送信が行きすぎた場合には、この「地域免許制度」は形骸化し、特に「県域」を基盤とするローカル民放局の経営を危うくし、「地方の放送文化」、「地域に根ざした放送サービス」の維持発展を難しくする。

他方、ケーブルテレビ事業（自主放送を行う許可施設）の売上高は昨年度で4000億円を超え、地方においてはケーブルテレビ事業者の売上高、利益がローカル民放局のそれを上回る事例も多く、今や「同一性の保持」にのみ着目する「非対称規制」の立法事実は失われている。

こうした中、福岡県の民放事業者4社を相手とする大分県のケーブルテレビ事業者4社からの「総務大臣の裁定」の申請に対して、本年8月17日に「同意すべき旨」の裁定が下された。その裁定書では「福岡民放4社の主張には、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず、同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない」とされているが、これは大臣裁定の判断基準がもっぱら「同一性の保持」にのみ着目する偏ったものであることを示すとともに、昭和61年の第104回国会衆議院通信委員会で表明された「(同意しない)正当な理由」が現在においても踏襲されたこととなり、甚だ遺憾である。こうした判断基準は、抜本的に見直すべきである。

また、有線テレビジョン放送法に基づく大臣裁定制度は、放送事業者が固有に持つ著作権・著作隣接権に配慮しておらず、行きすぎた大臣裁定は財産権を定めた憲法29条に抵触する可能性があるなど、法体系の矛盾を内包する。

もちろん地上民放事業者は、デジタル放送の区域内再送信については円滑な同意に努めており、また、区域外再送信についても全てに対して同意を拒んでいるわけではなく、個々の事業者の判断において「同意が妥当な範囲」を模索し、要望に応じてきている。

「有線放送による放送の再送信に関する研究会」における区域外再送信の在り方の検討を通じて、ここに述べる民放事業者の意見を十分に尊重した適切な結論を早期に得るとともに、すでに出されている大臣裁定申請の取り扱いにおいても、本研究会の提言が反映されるよう要望する。